

前橋市営納骨堂条例の改正について（議案第148号）

公園緑地課

1 改正の理由

納骨堂が一時的に焼骨の収蔵を行う施設であることを明確にし、納骨堂の持続的な運営を可能とするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 市長は、納骨堂の使用許可を行う際、納骨堂の管理上必要な条件を付することができることとする。

(2) 納骨堂の使用期間は、使用許可を受けた日から5年とする。

(3) 市長は、使用者が使用許可の条件に違反したときその他納骨堂の管理上支障があると認められるときは、使用許可を取り消すことができることとする。

(4) 次に掲げるときは、使用者は、遅滞なく焼骨を引き取らなければならないこととする。

ア 使用期間が満了したとき。

イ 納骨堂を使用する必要がなくなったとき。

ウ 使用許可が取り消されたとき。

(5) 次に掲げるときは、市長は、焼骨を別に定める場所に改葬することができることとする。

ア 使用者が、使用期間の満了後1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。

イ 使用許可を取り消された者が、当該取消しの日から1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。

ウ 納骨堂の管理上必要があると認められるとき。

3 施行期日等

公布の日（条例の施行の際現に許可を受けて焼骨を収蔵している者については、2の(2)から(5)までの規定は、施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しない。）